PwCベトナムニュースブリーフ

税務行政・執行に関する新制度

2026年7月



ご一読ください

2026年7月1日より、税務行政におけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する通達第94/2026/TT-BTC号が発効します。本通達は、税務コンプライアンスおよびリスク評価の枠組み、リスク管理ツールならびに関連する税務行政措置を見直すものです。

通達の重要事項



納税者のコンプライアンスとリスクレベルを評価するための基準の変更

本通達は、税務コンプライアンスおよびリスク評価の枠組み、リスク管理ツールならびに関連する税務行政措置を見直すものです。例えば、企業のリスクレベルを分類するための基準は、以前の規則における97項目から、191項目（31の分類グループ）に増加しました。

これらの分類基準の多くは、納税者の コンプライアンス履歴や、収益、費用、使用される請求書の数量と金額の変動といった業務上の変化に焦点を当てています。

税務当局は、リスクレベルの評価と分類に基づいて、検査の実施や適切な税務行政措置の適用を決定します。



その他の注目点

納税者が事業を停止または清算する場合、高リスクのケースは事業所での税務調査の対象となり、中リスクおよび低リスクのケースは監視され、納税者番号の失効前に納税申告と納税を完了するよう促されます。

税務監査についても、本通達では引き続き、監査対象事例の最大90%をリスク分析結果に基づいて選定するという原則を適用する。残りの事例は無作為に選定される。また、他の税務調査、検査、監査活動との内容、範囲、時期の重複を避ける必要性も強調されている。

税金還付に関しては、還付申請額にリスク指標が認められる場合、追加情報の収集と審査が行われるまで一時的に還付を保留する仕組みが通達に追加されました。リスク管理は、税の免除および減額申請の処理にも適用されます。したがって、高リスクと分類された納税者は、関連する申請が処理される前に事業所での検査を受ける可能性があります。中リスクおよび低リスクのケースは通常のプロセスで処理され、その後検査の対象となります。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.